

グループマネジメントによる人権対応の強化・推進

～DOWA グループの人権対応ロードマップ・行動計画～

DOWA ホールディングス株式会社

2023年12月13日

目次

1. DOWA グループの人権方針	1
2. 人権対応における基本的な考え方	2
3. グループマネジメントによる人権対応ロードマップ・行動計画.....	3

1. DOWA グループの人権方針

人権の尊重は、人々が豊かな社会を創造するための基盤であり、企業活動において欠かすことのできない重要な取り組みの一つです。私たち DOWA グループは、企業に求められる人権の尊重に対する責務を果たすため、国連が定めた「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、2022 年 3 月に人権方針を制定しました。

DOWA グループは、人権の尊重を重要な経営課題の一つと位置付けています。本方針の下、2023 年 9 月にサステナビリティ委員会の傘下に人権対応に特化したマネジメント体制を整備しました。これにより、グループマネジメントによる人権対応を強化・推進し、事業活動に関わるすべてのステークホルダーにおける人権の尊重を目指します。

●人権方針

1. 本方針の位置づけ

DOWA グループは、世界中のすべての人々が享受すべき基本的人権について規定した「国際人権章典」(世界人権宣言と国際人権規約)や、国際労働機関(ILO)の「労働における基本原則および権利に関する ILO 宣言」などの国際的に認められた人権に関する規範を支持します。また、国連が定めた「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、本方針を定め、人権尊重の取組みを推進します。

2. 人権尊重に対する責任

DOWA グループは、自らの企業活動において、人権に対する負の影響が生じた場合や、負の影響を助長したことが明らかになった場合は、是正に向けて適切な救済措置と防止・軽減措置を講じることで人権尊重に対する責任を果たします。

3. 適用の範囲

本方針は、DOWA グループの役員と全従業員(正社員、契約社員、パートタイマー、アルバイト、派遣社員などを含む)に対して適用されます。また、自らの企業活動に関係するビジネスパートナーによる人権への負の影響が、DOWA グループの企業活動に直接関係している、または、関係することが強く懸念される場合は、これらパートナーに対して人権を尊重し、侵害をしないよう求めていきます。

4. 適用法令の遵守

DOWA グループは、自らの企業活動を行うそれぞれの国と地域で適用される国内法および規制を遵守します。国際的に認められた人権とそれぞれの国と地域の国内法および規制の間で矛盾が生じた場合は、それぞれの国と地域の国内法および規制に可能な限り配慮しつつ、国際的に認められた人権原則を尊重します。

5. 人権デュー・ディリジェンス

DOWA グループは、「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、自らの企業活動によって顕在化した、あるいは潜在的な人権への負の影響を特定し、防止・軽減するために、人権デュー・ディリジェンスを実施します。

6. 救済

DOWA グループは、自らの企業活動によって人権に対する負の影響を引き起こした、あるいは負の影響を助長したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。また、負の影響を引き起こすことを未然に防ぐため、あるいは顕在化した場合に、発見者が速やかに連絡できる通報窓口を設けます。

7. 教育と研修

DOWA グループは、人権啓発活動に取り組み、DOWA グループの役員、全従業員ひとりひとりが人権および人権にかかわる諸問題について正しく理解するように努めます。また、本方針が企業活動全体に定着するよう、教育および能力開発を行っていきます。

8. 対話・協議

DOWA グループは、本方針の実施において、人権に関する外部の専門知識を活用するとともに、自らの企業活動において、顕在化した、あるいは潜在的な人権に関する負の影響を受けるあらゆるステークホルダーと対話・協議を行います。

9. 情報の開示

DOWA グループは、本方針に関する説明責任を果たすために、人権尊重の取り組みの状況を企業の社会的責任に関するレポートやウェブサイトにて報告していきます。

人権方針: <https://www.dowa-csr.jp/about/human-rights-policy>

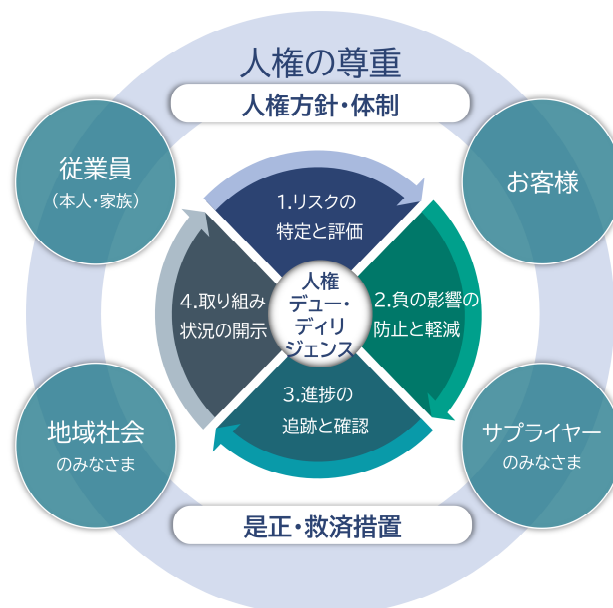
2. 人権対応における基本的な考え方

当社グループの事業活動に関わるすべてのステークホルダーの人権を尊重するため、グループマネジメントによる人権対応を強化し、人権意識の浸透や人権侵害の防止等に取り組みます。

当社グループの人権方針、人権対応マネジメント体制の下、人権デュー・ディリジェンスを実施し、当社グループの事業活動に関わるステークホルダーに対して適切なコミュニケーションを図ります。また、適切なモニタリング・レビューを実施し、人権対応におけるグループマネジメントを継続的に改善していきます。

当社グループの事業活動において、人権に対する負の影響が生じた場合や、負の影響を助長したことが明らかになった場合は、是正に向けて適切な救済措置と防止・軽減措置を講じ、ステークホルダーの人権を守ります。

【DOWA グループの人権対応マネジメントサイクル】



3. グループマネジメントによる人権対応ロードマップ・行動計画

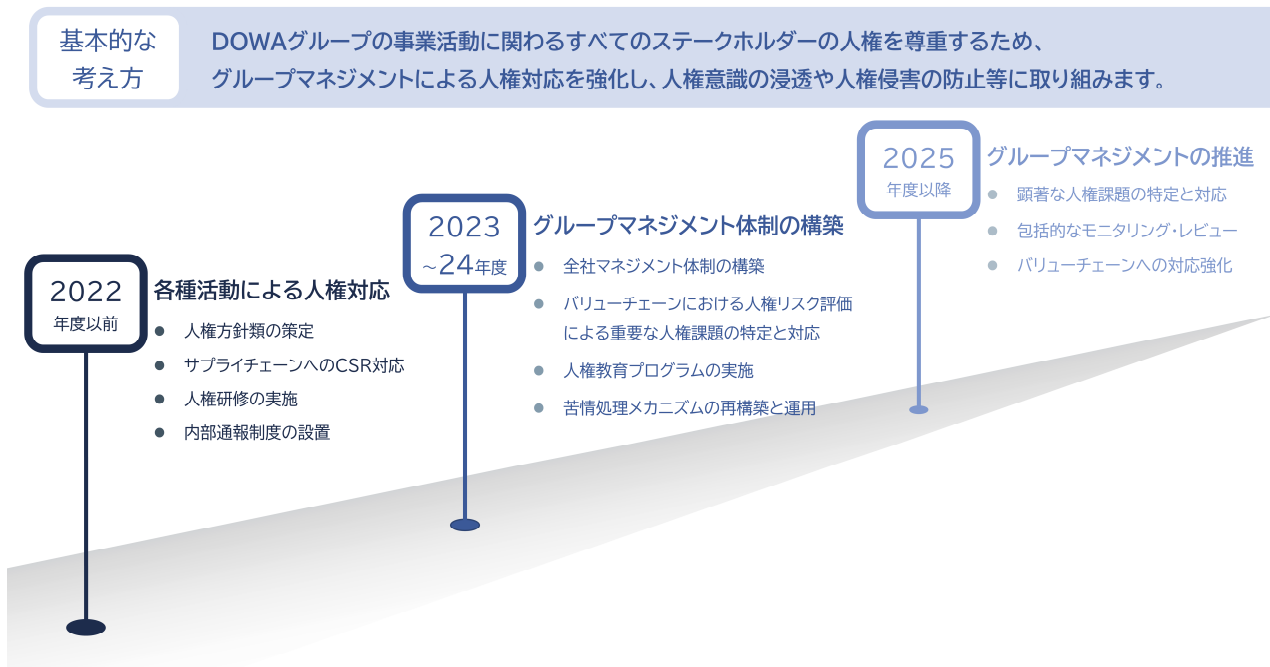
当社グループは、これまで各種の活動により人権対応に取り組んできましたが、さらなる人権対応の強化に向けて、2023年9月より、グループ全体で体系的に取り組む全社マネジメント体制の構築を開始しました。本体制に基づいたグループマネジメントによる人権対応を推進するにあたり、その中期的な工程を「DOWA グループの人権対応ロードマップ(以下、ロードマップ)」として決めました。

ロードマップでは、2023～2024年度にかけて、顕著な人権課題を特定するために人権に関するリスク評価を実施するとともに、包括的なモニタリング・レビューを行うマネジメント体制を整備します。2025年度以降は、グループマネジメントを本格化し、顕著な人権課題に対応するとともに、バリューチェーンにまで広げた人権対応を推進していきます。

併せて、ロードマップに基づいた具体的な行動計画を策定しました。本計画では、国連が定める「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえ、「方針によるコミットメント」「人権デュー・ディリジェンスの実施」「救済措置」の3つの観点を取り入れ、人権に関する教育の拡充、苦情処理メカニズムの再構築と運用等、グループマネジメントにおける一連の活動を着実に実行していきます。

今後、ロードマップ・行動計画に基づき、グループマネジメントによる人権対応を強化することにより、人権意識の浸透や人権侵害の防止等を推進し、人権の尊重に対する当社グループの責務を果たしていきます。

【DOWA グループの人権対応ロードマップ】



【DOWA グループの人権対応行動計画】



【参考】

・当社グループの人権に関する取り組み

<https://www.dowa-csr.jp/esg/society/human-rights>